

日本共産党神奈川県議会議員団の代表質問を制限する動きに抗議する声明

本年4月11日、神奈川県議会・議会運営委員会において、「質問は、代表質問と一般質問に区分し、代表質問は原則として、各交渉団体1人とする」という先例の規定に例外規定を設け、交渉会派である日本共産党県議団に代表質問を行わせないことを決定するための協議を行うことを決めた。その議会運営委員会は、5月11日に開催される予定とされている。

今回の協議は、本会議の討論において、日本共産党の議員が請願に対する賛否の一部を間違えたことに端を発するものであるが、この問題は採決の前に当該議員によって謝罪と訂正が行われ、採決には影響がなかったのであり、敢えて蒸し返すような性質のものではない。またそもそも交渉会派の代表質問を行わせるかどうかとは直接関係のない事柄である。

地方議会は、憲法上に定められた地方公共団体の議事機関であり(憲法93条1項)、憲法が採用する議会制民主主義と地方自治、住民自治制度の下において、当該地方公共団体における多元的な意見及び諸々の利益を、住民の直接選挙によって選出された地方議会議員の自由な討論を通して実現する制度である。従って、地方議会においては、議員の自由な発言・討論が保障されなければならない。もちろん、時間的な制約から、各議員の発言方法や発言時間、発言場所等について、議会としての自主性・自律性が保たれていることを前提に一定の規制を受けることはやむを得ない。そのため神奈川県議会においては、「神奈川県議会基本条例」が制定され、先例集も整備されている。

いわゆる交渉会派を構成し、先例により当然に有している日本共産党議員団の代表質問の権利を剥奪することは、議会としての自主性・自律性を逸脱し、許されないものである。

今回の動きは、代表質問とは無関係の事柄を口実に、多数を以て、その先例に例外規定を設け、特定の交渉団体の発言を封じようとするものであり、そのことは、住民の直接選挙によって選出された議員が県議会において住民の代表として発言することを、神奈川県議会自らが封殺することを意味している。言い換えれば、神奈川県議会が県民の声を頭ごなしに封殺することであり、議会制民主主義を踏みにじる暴挙であるといわなければならない。

私たち、自由法曹団神奈川支部は、神奈川県内で活動する弁護士130名で構成し、社会正義の実現、自由、人権、平和を守るために活動している弁護士の団体である。

私たちは、神奈川県議会が広く神奈川県民の声を受けとめるため憲法上定められ地方公共団体の議決機関として民主的運営を行うことを求めるものであり、前述のように先例に例外規定を設けるなどして、日本共産党県議団の代表質問を制限する動きに強く抗議する。

2016年5月10日

自由法曹団神奈川支部
支部長 森 卓 爾



連絡先

横浜市中区日本大通17番地
JPR横浜日本大通ビル8階
横浜合同法律事務所内
電話 045-651-2431
弁護士 近藤ちとせ